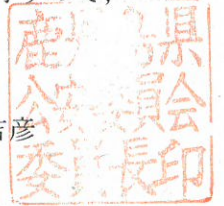


講習業務委託に係る認定審査に関する公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により、講習業務の委託に関し、当該業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の認定の審査を行うので、次のとおり公告する。

令和2年12月14日

鹿児島県公安委員会委員長 増田 吉彦



1 認定の審査に係る業務

法第108条の2第1項の規定に基づく停止処分者講習，更新時講習，高齢者講習及び違反者講習に係る業務

2 委託予定期間

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで），令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の各単年度

3 委託場所

鹿児島県内（ただし，高齢者講習業務にあつては宮崎県都城市を含む。）

4 認定基準

道路交通法に定める鹿児島県公安委員会が行う業務委託に関する認定基準について（平成25年鹿児島県公安委員会告示第2号）のとおり

5 認定申請に必要な書類

令和3年度に認定申請を受ける者については，次の書類を提出すること。ただし，令和2年度分として認定申請を行い，認定通知書を受領した者については，当該通知書の写しを提出し，以下の書類は不要とする。

(1) 公安委員会認定申請書（別記第1号様式）

(2) 法人等に関する書類

ア 定款若しくは寄附行為又はこれに準ずる書類

イ 登記事項証明書（申請日前3か月以内に法務局から発行されたもので，認定申請が複数にわたる場合は一部を原本とし，他は副本でも可）

ウ 役員名簿（別記第2号様式）

エ 誓約書（別記第3号様式）

オ 総括責任者履歴書（別記第4号様式）

カ 雇用関係証明書（別記第5号様式）

キ 講習従事者名簿（別記第6号様式）

ク 視聴覚教材等及び車両一覧（別記7号様式）

ケ 講習会場一覧表（別記第8号様式）

コ 講習指導員修了証（更新時講習従事者を除く。）

サ 運転免許経歴証明書又は運転免許証の写し（講習従事者）

シ 運転記録証明書（講習従事者3年）

(3) 役員に関する提出書類

ア 住民票（本籍地が記載されているもの）

イ 成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書

6 認定申請関係書類の配付

(1) 配付期間

令和3年1月6日から令和3年1月20日まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条第1項に規定する鹿児島県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(2) 配付場所等

ア 窓口配付

鹿児島市南栄五丁目1番2号

鹿児島県警察本部交通部免許管理課高齢運転者管理係

イ 鹿児島県警察のホームページ内

7 申請の方法

(1) 申請書類の受付期間

令和3年1月21日から令和3年1月31日まで（「県の休日」を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(2) 提出場所

郵便番号 891-0122

鹿児島市南栄五丁目1番2号

鹿児島県警察本部交通部免許管理課

(3) 提出方法

(2)の提出場所に直接持参するか、郵便又は民間事業所による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業所若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業所による同条第2項に規定する信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明できるものとする。こと。）。

8 認定の審査に係る結果通知

鹿児島県公安委員会による認定審査の結果を認定通知書（別記第9号様式）により通知する。

9 認定の有効期間

令和2年度分として審査の結果、認定通知書により通知を受けた者及び新たに令和3年度に審査を受け、認定通知書により通知を受けた者は、令和3年度、令和4年度の講習関係の業務委託に係る契約に限り有効なものとする。

10 問合せ先

鹿児島市南栄五丁目1番2号

鹿児島県警察本部交通部免許管理課高齢運転者管理係

電話 (099) 266-0111 (内線225)